

令和7年旭市議会第4回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 令和7年11月19日（水）

付議事件	1
出席者	1
欠席委員	1
傍聴議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	3
議案の質疑	4
議案の採決	1 2
閉会	1 3

文教福祉常任委員会 令和7年11月20日（木）

付議事件	1 7
出席者	1 7
欠席委員	1 7
傍聴議員	1 8
説明のため出席した者	1 8
事務局職員出席者	1 8
開会	1 9
議案の質疑	2 0
議案の採決	3 2
閉会	3 4

総務常任委員会 令和7年11月21日（金）

付議事件	37
出席者	37
欠席委員	37
傍聴議員	38
説明のため出席した者	38
事務局職員出席者	38
開会	39
議案の質疑	40
議案の採決	62
閉会	64

建設経済常任委員会

令和7年11月19日（水曜日）

建設経済常任委員会

令和7年11月19日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 3号 令和7年度旭市水道事業会計補正予算の議決について

議案第19号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議案第20号 損害賠償の額を定めることについて

出席者（7名）

委員長	永井孝佳	副委員長	井田孝
委員	向後悦世	委員	宮澤芳雄
委員	片桐文夫	委員	平山清海
議長	飯嶋正利		

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議員 松木源太郎

説明のため出席した者（16名）

副市長	柴栄男	環境課長	大八木利武
商工観光課長	金杉高春	農水産課長	伊藤弘行
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
上下水道課長	向後哲浩	農業委員会 事務局長	金谷健二
その他担当 職員	8名		

事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	菅晃
------	------	-------	----

事務局書記 加瀬 哲也

開会 午前10時 0分

○委員長（永井孝佳） おはようございます。大変お忙しい中、お疲れさまでございます。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、飯嶋議長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（飯嶋正利） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました3議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なる審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

それでは、永井委員長よろしくをお願いいたします。

○委員長（永井孝佳） ありがとうございます。

議案説明のため、執行部の出席を求めました。

それでは、執行部を代表いたしまして、柴副市長、ご挨拶をお願いいたします。

柴副市長。

○副市長（柴 栄男） 改めましておはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は全部で3議案でございます。内訳でございますが、予算関係が1議案で、議案第3号、令和7年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、和解及び損害賠償の額を定めることについてが1議案で、議案第19号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、損害賠償の額を定めることについてが1議案で、議案第20号、損害賠償の額を定めることについてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（永井孝佳） ありがとうございます。

議案の質疑

○委員長（永井孝佳） では、ただいまから本委員会に付託されました3議案の審査を行います。答弁は着座でも構いませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

何かございませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 水道事業、今までの一連の事業を見ますと、5年くらい前に水道料金を値下げしていますよね。また今度、値上げを、水道料金の改定で値上げを試算しているみたいなんですけど、やっぱりあまり下げたり上がったり、何でこの前下げたのに、また今度値上げだというような、加入者からそういう声が恐らく出ると思うんですよ。

どうしても、やっぱりもうちょっと計画性を持って、各課長や職員の皆さん、一生懸命やってくれているのはよく分かりますが、何か引継ぎや何かで変わっていくんで、加入者の皆さんに何となく納得がしてもらえそうな流れをもっと模索してほしいなみたいな部分も、自分は感じているんで、予算を組むにしても、計画を立てるにしても、もうちょっと利用者の皆さんが理解できるような計画をお願いして、私の意見ですが、よろしくお願いいたしますと思います。答弁は結構です。

○委員長（永井孝佳） 答弁はよろしいでしょうか。

○委員（向後悦世） ええ。

○委員長（永井孝佳） では、ほかに何かございますか。

（発言する人なし）

○委員長（永井孝佳） では、ないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 観光街路灯の落下ということですがけれども、劣化によるものなんですか。それと、街路灯というのは、その近辺に何基設置されているものなんですか。お願いします。

○委員長（永井孝佳） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） こちらの観光街路灯なんですけれども、劣化に伴うものです。初期の整備が平成2年から平成6年度にかけて、旧飯岡町で整備していたものです。そちらがもう既に劣化をして、平成14年には更新をしています。

平成14年度に更新したものを、老朽化が、もう既に23年経過していますので、順次更新をしていたところでございます。その中で、更新が間に合わなかったものが今回の台風によって落下したものになります。

次に、何基あったのかということでした。当初、飯岡町で設置したものが全体で114基です。三川地区の目那川、ご存じでしょうか。そちらから東に向かって漁港の入り口に至るまで、ほぼ連続して整備したもので、それから、国道の126号から刑部岬展望館に向かって、これは市道なんですけれども、そちらにもある程度連続して整備していたものです。

以上です。

○委員長（永井孝佳） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） すみません。答弁漏れがありました。全体で114基になります。

○委員長（永井孝佳） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） ごめんなさい、114基ということで、まだ検査が終わらない台数分かります。全部これで更新はされました。平成14年に更新をして、それをちょっと聞かせてください。

○委員長（永井孝佳） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） こちらの114基なんですけれども、劣化が進んでおりまして、実際、今回の事故を受けまして、市として緊急点検を行いました。平成14年に更新したもので、まだ残っていたところで、そちらの古いものは落下の危険性がございましたので、そちらは今年度46基撤去いたしております。

そちらですけれども、あとは復旧になってきます。復旧については、県の道路照明灯であったり、防犯灯もある部分は除きながら、うち12基は復旧予定でございます。その他については、今後ご要望等を聞きながら対応していきたいと考えております。取りあえず危険性のある平成14年度に設置したものは、全て撤去しております。

以上です。

○委員長（永井孝佳） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） ありがとうございます。撤去したかどうかというのを最後に聞いたかつ

た。12基また復旧するというので、これ、131万円という大変な事故だと思うんですけども、人身事故でなくてよかったですね。よく分かりました。ありがとうございました。

○委員長（永井孝佳） 答弁はよろしいですか。

○委員（宮澤芳雄） 結構です。

○委員長（永井孝佳） ほかに質疑ございますか。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 宮澤委員と同じようなあれになりますけれども、多分、塩害のためのあれなのかなと思うんですけども、それって全部を、街路灯ありますよね。街路灯全部を点検というのはどういった点検を、上だけの点検なのか、それとも全体の柱からの点検をしたのかと、あと今言った131万9,713円の金額というのは、どういった。上だけの、電気だけが落ちて、車がたまたま、市川の人ですから、たまたま車が通ってぶつかったものなのか。止まっているところにぶつかったものなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（永井孝佳） 片桐委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 海岸地区でありますので、塩害も受けます。実際、耐用年数は10年程度となっているものなんですけれども、頑張って使用してきて、実際はもう20年以上経過したものもございます。

先ほど、緊急点検を行ったということがあったんですけども、まず職員により目視、これは職員の点検なんで、甘いところもあると思いますけれども、目視によってさびもあるのを確認しながら、次には実際に施工業者というか、業者にも見てもらっています。その上で、やはり平成14年度頃の1回目の更新したものは全て危険性があるということで、撤去をしたものでございます。

あと、131万円ということでした。131万円は、支柱から全て建て替えたものが131万円です。中には、すみません、損害額ですね。すみません。損害額は、こちらは内訳ということではなくて……

（発言する人あり）

○商工観光課長（金杉高春） 損害額は131万9,713円ですね。こちらの損害額は、まず修理費が86万3,711円。それから代車代、これが42万5,700円です。こちら代車がちょうどお盆前の事故であったので、お盆中業者さんが全て休みになってしまうので、代車の期間が長くなっております。そういったことで、こういった経費になっています。それからレッカー車で

運んだためのレッカー費、これが3万302円で、計131万9,713円となります。

事故の状況でした。事故の状況については、みなと公園の入り口の事故だったんですけれども、こちら実際は県道飯岡一宮線なんですけれども、当事者の方は、みなと公園から出て漁港側に向かう過程で、ちょうどその交差点にあった照明灯が落ちて、車に当たったという状況でございます。

以上です。

○委員長（永井孝佳） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） では、たまたま走ってきた車にぶつかったということだったんですかね。先ほど言った点検のあれなんですけれども、目視をした、職員が目視をした中でのさびがあるようなところだけを業者に見てもらってあれですかね。

なぜこういうことを聞くかといいましたら、隣の市で、避難タワーでしたっけ、の件がありましたんで、ましてうちのほうは海岸沿いに沿っていますので、塩害のあれというのは結構あると思うんですよ。目視では分からない、塩害があると思うんで全部を、114基ですか、全部を業者が確認したのか、そういったところも見てもらいたいと思います。

また、結構海岸道路ですと散歩をしている人だとか、結構いますので、人に当たった場合ですと、もっと大きな災害が起きると思いますので、そうなる前にそういったあれをしてもらいたいと思ひまして聞きました。

○委員長（永井孝佳） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） これまで修理、目視も行っていました。ただ、やっぱりさびについてはなかなか難しい、奥まで浸食しているのか、表面だけなのかというのはあります。市として、これまで10基程度ということで、毎年危ないものを優先順位を決めて、もちろん点検もしながら修繕をしてきたものです。今回落ちたのは10基以外のものだったということになります。今回、その事故を受けまして、全ての照明灯は点検した上で、古い、危険性のあるものを全て撤去したということになります。

以上です。

○委員長（永井孝佳） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。あと何基、12基でしたっけ、建て直したのは。それ以外に多分、結構海岸道路って観光客だとか、地区の方々が夜歩いたりとかしますんで、防犯の絡みもありますので、あったところには元どおりにできれば、要望があつてからではちよっ

と遅いと思うんですよ。今まであったところが暗くなるわけですから、要望があってからでは遅いと思いますので、できれば、あったところには、そういった街路灯をつけていただければと思いますけれども、市の考えはどんなあれなんでしょう。

○委員長（永井孝佳） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） ありがとうございます。地域の現状の心配ということだと思います。予算の関係もございますけれども、その後は、防犯灯という選択肢もあると思いますので、そちらも考えながら対応していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（永井孝佳） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。一般質問でも、毎回一般質問で防犯灯の絡みは出ると思うんですよ。今回の一般質問でも、防犯灯を頼むのに区長経由だとか、町内経由であったかというような、何か難しいあれがあったりとか、順番があったりだとか、8月までの申込みで来年3月の設置だとかというような、いろいろあると思いますので、できるものであれば、もともとあったところですから、そういったものを防犯灯や街路灯、防犯灯絡めても、街路灯って形で、市のほうで整備していただければいいのかなと思いますので、これから副市長、よろしくお願ひしたいと思います。

結構、冬場はそんなに飯岡地域は観光客は来ないと思いますけれども、ただサーフィンやる方はこれから波が、飯岡の波というのはこれからがいい波が出てきますので、サーフィン、そういう地域外の人も多いんですけども、まだまだ地域の方も波乗りをやっている方がいっぱいいますから、そういった面を踏まえた中で、今まであったところの街路灯ですか、のところには、それを整備していただければと思いますので、そういった予算のほうも副市長、よろしくお願ひしたいと思います。副市長にちょっといいですか。

○委員長（永井孝佳） 答弁を求めます。

副市長。

○副市長（柴 栄男） もともとのところはなるべく整備をしてほしいということでありましてけれども、現状等、また周囲の状況等を確認しながら進めたいと思います。

以上です。

○委員長（永井孝佳） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） ぜひともよろしくお願ひいたします。

○委員長（永井孝佳） ほかに質疑はございませんか。

井田委員。

○委員（井田 孝） 事故となった街路灯の詳細について伺いたいんですが、街路灯の材質と、あと自立なのか、電柱についているのか。あと高さ、どのくらいの高さに設置されているのかお聞きします。

○委員長（永井孝佳） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） まず、材質ということでした。こちらは鉄製で、塗装を行ったものでございます。自立式の支柱から出ているものになります。実際支柱から出て、片側に灯具が出ているものになります。

現在、平成14年から更新しているものは、真ん中にかさがついた中心に建っている。こういったものに切り替え、LED化を図っております。高さについてはすみません、今手元ございませんので、またそろい次第お答えいたします。

○委員長（永井孝佳） 井田委員。

○委員（井田 孝） 材質なんですけれども、耐塩害性の塗料を使っていると思うんですけれども、材質についてステンレスであったりとかというのはないのでしょうか。

○委員長（永井孝佳） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 現状、支柱が使えるもの、点検して使えるものはそのまま生かして、灯具だけ交換したりもしています。あとは、支柱が使えないものは、もちろん塩害対策仕様で対応しています。というところで、すみません。

○委員長（永井孝佳） 井田委員。

○委員（井田 孝） あと、自立のパターンと、電柱に接するパターンはないですか。

（「電柱はない」の声あり）

○委員（井田 孝） ないですか。よく電柱に街路灯とかつけているのがあるんですけども、そうすれば自立ではないんで、費用的にも抑えられると思うんですが、その辺の検討というのはなされているのでしょうか。

○委員長（永井孝佳） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） ありがとうございます。そういったところもございまして、電柱の共架式、防犯灯というのは通常電柱にあるものに設置をしております。その辺も、場所

とか、あと連続性も見ながら対応していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（永井孝佳） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

平山委員。

○委員（平山清海） 街路灯なんですけれども、いろいろあると思いますけれども、その写真みたいなのはないんですか。分かりづらくて、全然いろいろな種類があると思いますけれども。

また、その街路灯が落ちて駄目になって違うものをつけるというと、ちょっと景観が悪くなると思うんですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（永井孝佳） 平山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 写真、今手持ちがございますので、お返ししたいと思います。少々お待ちください。

それから、先ほど井田委員の高さについては6メートルになります。写真、今お待ちください。

○委員長（永井孝佳） では、写真があるということで、回していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時23分

○委員長（永井孝佳） 会議を再開します。

平山委員、再質疑ございますか。

○委員（平山清海） それだけなんですか、街路灯、飯岡の街路灯というのは、ずっと百十何基、同じものがついてきているわけでしょう。違うの。

○委員長（永井孝佳） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） 当初、飯岡町で整備したものを、実際は3世代目になっているんですけれども、形は変わっていますけれども、機能は維持しているということで、あとそ

れだけといいますと、実際は観光街路灯のほかには防犯灯であったり、あと各商店で道路先に出している似たような照明灯もございます。うちのほうで把握しているのは、そこまでです。

○委員長（永井孝佳） 平山委員。

○委員（平山清海） そこだけまた違うものが入ると、格好悪くないんだらうかね。何か景観がよくなるのか、そういうことはないのでしょうか。

○委員長（永井孝佳） 商工観光課長。

○商工観光課長（金杉高春） そちらを踏まえまして、現在の実際3世代目になるものはLED化のかさがついたタイプに、今、それに全て切り替えているところでございますので、形的には同じものになるということでございます。

○委員長（永井孝佳） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（永井孝佳） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について質疑がありましたらお願いいたします。

井田委員。

○委員（井田 孝） 議案第20号ですけれども、上水管の腐食により陥没という説明だったと思うんですが、その陥没の規模ですかね。埼玉のあれとは違うんでしょうけれども、どのくらいの規模だったか教えてください。

○委員長（永井孝佳） 井田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、当日のおおむねの規模になります。水道管につきましては塩化ビニル管、VP管のφ100、100ミリメートルでございました。

陥没の規模でございますが、延長方向約1.5メートル、それで横方向ですけれども、幅員が約1メートルで、深さですけれども、これは立方体に、全部の深さではないんですけれども、最大は管の深さに至る1.2メートル、ボリュームにしますと1.8立米程度の大きさでございました。

以上です。

○委員長（永井孝佳） 井田委員。

○委員（井田 孝） 今聞いて、ちょっと結構大きな規模だと思ったんですけれども、同じ系

統、同じ延長で入っている管があると思うんですが、同じ系統の漏水の調査というのはやっているのでしょうか。

○委員長（永井孝佳） 答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） こちらは南北方向に給水管ではございませんで、配水管、100ミリメートルの配水管でございますので、こちらが縦断方向に市道の延長ごと入っております。

点検に関しましては、この辺り、やはり過去にも漏水が発生しているということで、注意箇所ということで、状況を現場に出た際は点検するようにはしております。

以上です。

○委員長（永井孝佳） 井田委員。

○委員（井田 孝） そのVP管に関しては、もちろん耐用年数は超えていたってことでしょうか。

○委員長（永井孝佳） 答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 旧飯岡町時代でございますので、ちょっと定かではございませんが、約50年に迫る、先ほど申しました、過去に一度、たしか漏水を起こしているところですので、その場所のピンポイントでも更新している場所なのか、まだ従前の管なのかというところは、今回中で確認できなかったんですけれども、昭和56年ですので、そろそろもう迎える時期ではあると思います。

○委員長（永井孝佳） ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（永井孝佳） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（永井孝佳） これより、討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第3号、令和7年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の挙手を求

めます。

(賛成者挙手)

○委員長(永井孝佳) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(永井孝佳) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(永井孝佳) 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(永井孝佳) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(永井孝佳) 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これで多分このメンバーでやる委員会は最後だと思いますので、いろいろご協力をいただき、ありがとうございました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時30分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 永 井 孝 佳

文教福祉常任委員会

令和7年11月20日（木曜日）

文教福祉常任委員会

令和7年11月20日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項
- 議案第 2 号 令和7年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について
- 議案第 4 号 旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 1 号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 2 号 旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 3 号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 8 号 工事請負契約の締結について（旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事（建築））

出席者（8名）

委員長	島田 恒	副委員長	伊藤 春美
委員	松木 源太郎	委員	飯嶋 正利
委員	宮内 保	委員	伊場 哲也
委員	常世田 正樹	副議長	片桐 文夫

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議 員 崎 山 華 英

説明のため出席した者（20名）

教 育 長	向 後 依 明	保 険 年 金 課 長	大 網 久 子
健 康 づ くり 長	黒 柳 雅 弘	社 会 福 祉 課 長	向 後 利 胤
子 育 て 支 援 長	八 馬 祥 子	こ ども 家 庭 長	石 橋 康 司
高 齢 者 福 祉 長	椎 名 隆	教 育 総 務 課 長	飯 島 正 寛
生 涯 学 習 課 長	江 波 戸 政 和	ス ポ ー ツ 振 興 長	林 甲 明
そ の 他 担 当 員	10名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	菅 晃
事 務 局 書 記	加 瀬 哲 也		

開会 午前10時 0分

○委員長（島田 恒） おはようございます。

12月を控えまして大変気ぜわしくなってきたこの頃ですけれども、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

また、片桐副議長には陪席いただきまして、どうもありがとうございます。

本常任委員会のほうもいよいよ今回で最後ということであります。2年間にわたって委員の方々には真摯な、慎重な審議をいただきまして、ありがとうございます。改めて御礼申し上げたいと思います。

それでは、これからまた開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、全員出席ということでございます。

本日は片桐副議長に出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○副議長（片桐文夫） おはようございます。

委員の皆さん、大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

また、先ほど来、委員長のほうから話がありましたけれども、このメンバーで行う文教福祉常任委員会ですか、最後となりますので、慎重審議のほうよろしく願いしたいと思います。

本日、付託されています補正予算を含む9議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、島田委員長、よろしく願います。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

議案説明のため、執行部の出席を求めました。

それでは、執行部を代表いたしまして向後教育長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願います。

○教育長（向後依明） 皆様、おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

日頃より委員の皆様には多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で9議案でございます。

その内訳でございますが、まず予算関係が2議案で、議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち文教福祉常任委員会の所管事項、議案第2号、令和7年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、次に条例関係が6議案で、議案第4号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第5号、旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第11号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、最後に工事請負契約の締結についてが1議案で、議案第18号、旭市立ひかた椿小学校統合大規模改造工事（建築）についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

議案の質疑

○委員長（島田 恒） それでは、ただいまから、本委員会に付託されました9議案の審査を行いたいと思います。

それでは、質疑に入ります。

議案第1号中の所管事項について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 議案第1号の補正予算について、所管事項、ご質疑、何点か申し上げ

ます。

本会議の質疑では所管に関することはあまり、大きいもの以外は聞きたくなかったの、やりませんでしたので、細かいことを少しお聞かせいただきたいと思います。

まず第1点目が、補正予算の16ページの障害者福祉費、自立支援給付事業の金額増についてのご質疑であります。

補正の財源を見ると、大体、国庫支出金その他で賄うということになっているんですけども、一般財源も入っていますから、これが当初予算とどうしてこんなに、2,200万円と2,700万円ですね、増えることになったのか、その内容について、やっている事業を簡単に説明いただきながらお願いしたいと思います。

次に、17ページの千葉県後期高齢者医療広域連合負担金、これは決まった出方しているんですけども、2号議案では後期高齢者の保険料が県の広域連合にいくわけですけども、全体的な財源の旭市から出る割合と概略の金額を教えてくださいたいと思います。

3番目が18ページの民生費の児童福祉総務費の中で、これは本会議でもご質疑申し上げたと思うんですけども、就学前児童の給付金ですけども、1人1万3,000円、2,320人というんですけども、これがどうしても私には分からないのは、国のやり方ですからしょうがないんですけども、なぜこの給付金が今ここでもってこのような形で出てきたのか、国との関係が分かれば、担当課で教えてくださいたいと思います。

それからですね、19ページになりますが……19ページは同じかな。同じですから、これはいいです。その……

○委員長（島田 恒） 3点ですね。

○委員（松木源太郎） 3点ですね、私、1枚、場所を間違えましたので。

○委員長（島田 恒） それでは、松木委員の3点の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、補正予算書の16ページでございます障害者福祉費の自立支援給付事業について、当初の予算のほうからどうして増えたのかということと、あと内容ということによろしいでしょうか。

そうしますと、こちらのほう、両方とも19節の扶助費で増えた事業としましては、共同生活援助給付費と、それから生活・療養介護給付費のほうでございます。

こちらの上段の共同生活援助給付費につきましては、当初予算のほうでは利用者の人数を116人で見込んでおりましたが、利用者のほう、半年経過して上半期のほうで122人ほどの、

最終的には決算の見込みになろうかと思っております。6人増という理由です。

続いて、その下の生活・療養介護給付費でございますが、こちらのほう、当初189人で見積もっていたんですけれども、決算の見込みとしましてはこちら192人ということで、3名の増の決算見込みということで、金額のほうは不足しております、補正をお願いするような格好でございます。

あと、どうして増えたかという内容でございますけれども、こちらの、まず共同生活援助給付費でございますが、市内の状況で申しますと障害者のグループホームのほうが大分多くなっておりまして、あと、そうですね、知的障害者ですとか、あと精神障害の方とかが利用するグループホームが大分数のほうが増えておりまして、例えば在宅において症状が少し重くなったですとか、入院からいきなり在宅のほうへ戻るといったのがちょっと難しいという場合に、まずグループホーム経由でというのがございますので、それでこちらのほう増加しているような格好でございます。

グループホームに入りまして、その後で、日常生活の下のポツにございます生活・療養介護給付費ということで、主には生活給付費でございますけれども、グループホーム入居者の方々に対しましてもこちらのほうの、端的に言いますと介護サービスのような感じで日常生活の支援のほうもこちらのサービスを使って提供するというようなものでございまして、こちらのほうも比例して増えているというような、そういう傾向でございます。

以上です。

○委員長（島田 恒） 保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） それでは、17ページの3款2項2目広域連合負担金の千葉県後期高齢者医療広域連合負担金についてお答えいたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合に対する負担金には、共通経費負担金と療養給付費負担金の2種類があります。このうち、今回の補正の対象になりますのは療養給付費負担金であります。医療の給付に要する経費となります。こちらは、市町村の一般会計において負担すべき経費は定率12分の1になりますが、今回補正をお願いするものです。

6年度の医療給付費が確定いたしましたので、旭市では不足が生じたため、今回補正をお願いすることになりました。令和6年度に5億8,749万9,000円を負担してありますが、今回1,555万3,000円追加納付するということになります。

以上です。

○委員長（島田 恒） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、18ページの民生費、児童福祉総務費の説明欄2、就学前児童応援臨時給付金給付事業について、なぜ給付金を今やるのかということでご回答申し上げます。

この給付金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が財源になっておりまして、国のほうで自治体ごとに算定した額ということで、今回は旭市に3,152万9,000円が推奨事業メニュー分として追加で交付されたものでございます。使い方としましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、自治体が地域の实情に合わせて様々な事業を実施できるものとなっております。

今回、旭市では、いろんな協議をした結果、今年度から小・中学校は給食費が無償化を実施していること、また高校生については高等学校等就学支援金制度などにより支援が拡充されていることなどから、これらの世代には負担軽減が図られていると考えまして、小さい、就学前までの子育てを経済的に支援するというのでこの給付金を実施するというものになったものでございます。

以上です。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） それでは、1番目、2番目は大体分かりました。

3番目の問題なんですけれども、これは結局全く新しいものですよ。

例えば当初予算では、児童福祉総務費は事業として19。19番目が放課後児童クラブ運営事業ですよ。その後、今度20番目としてこの事業が実施されるわけなんですけれども、国の予算決定した趣旨というのは、どういう趣旨でもって決定されているわけですか、対象者は未就学ということだけではないと思うんですけれども。

今お話がありました給食費が無料になっている、それから高校生については県の援助もあると、制度があるから、今回、就学前児童の応援臨時給付金ということでもって1万3,000円、1人当たりやろう、それが2,320人いっちゃうということで3,016万円になったというんですけれども、それ以外には、法律的に国の予算というのは全体的にどういうものに支給してもらいたいという予算だったのか、そこの一番元のところを知りたかったわけです。

20番目ですよ、予算を見てみると。児童福祉総務費では、1番目は児童家庭相談事業900万円から始まって、かなりいろんな事業をやられているんですけれども、延長保育の補助とか一時預かりとか病児保育事業とか、こういうもののところの充実ではなくて新しいものをつくった、その考え方を聞いたかったです。よろしくお願いします。

○委員長（島田 恒） 質疑に対し、答弁を求めます。

暫時休憩。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○委員長（島田 恒） 再開します。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 申し訳ありませんでした。

これは、国が就学前児童の給付金の事業を国のほうから指定されたわけではなく、先ほども申し上げましたように、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者、事業者に対して、国が推奨メニューとして挙げているものの中、そういうものを参考にして市のほうで事業を決めるということで、国のほうの推奨としては、生活者支援としてエネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援ですとか、あと同じような子育て世帯支援ですとか、あと消費の下支え等を通じた生活者支援ですとか、事業者に対しましては医療、介護、保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援ですとか、農林水産業における物価高騰対策支援ですとか、そういった推奨メニューが挙げられておりまして、この中から旭市では子育て世帯の支援で給付をするというふうに事業を決定しました。

以上です。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうしますと、自治体ごとに単価が決まるわけですね。

つまり、旭市のどこで見るかは問題ですけれども、例えば総予算が350億円だとか、それからどういうものがどのぐらいだから、今回約3,300万円に決まった、そこら辺のところを教えてください。

○委員長（島田 恒） 質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） すみません、私のほうでは細かいことは分かりませんが、市の財政力等を基礎として国が自治体ごとに算定した額というふうに把握しております。

以上です。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 最後に、では財政課でもってこの金額を決めた根拠というのを示していただきたいんです。つまり、国が、不景気だから、物価高騰だからやりなさいということでもっていろんな金が出てくるわけですよ、一時的にも、それから継続的なものもあります。そういうものを、どうして今回の場合にはこの事業に当てはめたかということを知りたかったの。

ですから、約3,300万円という金額が決まった根拠も知りたかったし、国の予算が地方に来ると、全然意味もないものになっているというのは結構あるんですよ。

これはすごく意味があると思います。そういうことだったので、どうしても補正のときに聞きたかったの、そこのところを、所管課では分からない面もあるでしょうけれども、そこを聞きたいので、調べて、ご回答いただきたい。

○委員長（島田 恒） 質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） すみません、今、資料を企画政策課のほうから取り寄せておりますので、少々、すみません、回答、お時間いただきたいと思います。

○委員長（島田 恒） それでは、これに関しては後ほどということによろしいでしょうか。（「私は、1号についてはもう一つあったんですけども、いいですか」の声あり）

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） いいや。分かりました。

○委員長（島田 恒） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） それでは、1点だけお願いします。

19ページの障害児通所支援事業についてなんですけれども、児童発達支援、放課後等サービスで、ゼロ歳から未就学児、放課後等は6歳から18歳と、年齢層別の人数が分かれば教えていただきたいのと、あと利用者の人数が年ごとに増えているか横ばいか、または減っているのか、そこら辺について教えてください。

○委員長（島田 恒） 常世田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 恐れ入ります、年齢別については数のほうが集計ができておりません。全体でよろしいでしょうか。

すみません、事業費に係る、では全体ということで恐縮です。

それでは、まず児童発達支援給付のほうに係る利用者の人数でございますけれども、補正の前につきましては、こちら、64人の利用を見込んでいたんですけれども、実際には決算見込みとしては108人となりまして、プラス44人の増になっております。

それと、放課後等デイサービス給付費でございますが、こちらのほうにつきましては補正の前では135人の利用と見込んでいたんですけれども、決算の見込みといたしましては165人ということで、30人の増員を勘案して補正予算のほうを計上させていただいております。

もう一つ、今後の事業の方向といいますか、伸びと申しますか、それにつきましては、こちらのほうは恐らく伸びていくと思います。

理由の一つとしましては、今、こども家庭課のほうで2歳児の歯科検診等から公認心理師の配置とかを始めまして、あと、そうですね、もともとの乳幼児の検診時に加えたこととなりますので、今後も利用人数等は横ばいとかではなくて、徐々に増えていくような格好になるかと思っております。

以上です。

○委員長（島田 恒） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） 人数のほうは延べ人数ですか。

○委員長（島田 恒） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（向後利胤） 人数のほうは実利用人数ということで、月の平均で割った人数でございます。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第1号、一部留保になったものもありませんけれども、質疑を一旦閉じたいと思います。

続いて、議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 先ほど一般会計のほうで聞いたことと大体同じような内容なんですけれども、今回かなり、9月補正では国庫支出金でもって増えたんですけれども、今回の場合には後期高齢者の方々、かなり増える見込みなんですか、9ページのところで保険料がかな

り増えていますが、そこのところ見通しをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 後期高齢者医療の被保険者のほうは、昨年度までは団塊の世代の方々が増えておりましたが、それが過ぎていきますので、緩やかに人数のほうは伸びると推計されます。

ただ、保険料の納付金と保険料の金額については、千葉県広域連合が予算の前に、旭市ではこれぐらいでしょうということで数字が来るんですが、7月に保険料の本算定を実施するんですが、そのときに広域連合との数字が離れていましたので、今回補正をお願いするところでもあります。

後期高齢者医療の被保険者の方々の人数も少しずつ増えていきます、所得も増えていると推定されますので、今回補正をお願いしたところです。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 今、旭市は後期高齢者の被保険者は令和7年で何人、最終的までいろいろ変わるでしょうけれども、何人ぐらいになる予定ですか。

○委員長（島田 恒） 質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） すみません、資料のほうで9月末の被保険者数になりますが、現在1万970人いらっしゃいます。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） このところ、かなり、ここ数年は増えてきたんですか。それがどのぐらいの減少傾向というか、少しずつ少なくなっていくんですか。そういう傾向ですか。

○委員長（島田 恒） 答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） 人数でよろしいでしょうか。

国保のほうは、被用者保険の拡大ですとかあって、減っていく、減少なんですけど、後期高齢者の被保険者のほうは減ることはないと思います。これから人数のほうは増えていって、減少というほうがちょっと少ないので、緩やかに伸びる推計となっています、人数のほうは。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうすると、今、人口に対して何%ぐらい、高齢者率と関係するんで

しょうけれども。

○委員長（島田 恒） 保険年金課長。

○保険年金課長（大網久子） すみません。

6年度末の比率で申し上げますと、人口に対しまして17.6%となっております。

（「17.6%ね。これ、徐々にだけれども上がっていくでしょうね」の声あり）

○保険年金課長（大網久子） そうですね。

では、年度別で申し上げますと、3年度が15.3%、4年度が16.1%、5年度末が16.9%、6年度末が17.6%と徐々に上がっております。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 本会議でもご説明あったんですけども、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、新しく条例制定するんですけども、こういうところは今のところないとおっしゃっていましたがよ。

それから、5号議案もそうなんですけれども、これは概略どういうものなのかということ、本会議で聞くのは失礼だったので、ご説明はあったんですけども、旭市にはないけれども、将来もこういう施設ができるのかできないのかも含めて、どういう施設か、私には分からないものですから教えていただきたいと思って、まず4号議案の旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営、こういう設備というのはどういう内容だかお聞かせください。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） すみません、こういう施設はないとご説明したのは、すみません、ほかの、12号の議案だったと思います。

4号、5号は新しく始まる制度でございまして、通称「こども誰でも通園制度」と呼ばれている事業になりまして、生後6か月から満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間、国のほうで月10時間と今示されているんですけども、月10時間という利用可能枠の中で就労要件等を問わずに時間単位で保育所を利用できるという新たな通園給付制度になります。

(「月10時間ですか」の声あり)

○子育て支援課長(八馬祥子) そうですね。月10時間です。

これは、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するという事で、子ども目線で始まる事業でして、子どもが、例えば集団生活をちょっと経験して、同じぐらいの年齢層の子と触れ合うことで、家庭で1対1でお母さんとかおじいちゃん、おばあちゃんとかと過ごしているのとはまた違った環境で、子どもの成長を促すというか、子どもの成長を支援するというか、そういう目的で始まる事業でございます。

(「いつから始まるんですか」の声あり)

○子育て支援課長(八馬祥子) 令和8年4月1日から、国では全市町村で来年4月1日から開始ということで、旭市でも来年4月1日から開始するという事で、今、準備を進めております。

○委員長(島田 恒) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(島田 恒) 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員(松木源太郎) これももう少し詳しくお聞かせいただきたいと思っているんですけども、今度は基準ですね、通園支援事業の基準、これはどういうことなんですか。教えてください、簡単に。

○委員長(島田 恒) 松木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(八馬祥子) この事業につきまして、4号のほうでは認可について定めておまして、5号については子ども・子育て支援法に基づき給付費を支給する対象施設としての確認を行うということで、確認についてを定めております。

(「そうすると、市の条例としてですね」の声あり)

○子育て支援課長(八馬祥子) そうです。市の条例としてです。

以上です。

○委員長(島田 恒) 松木委員。

○委員(松木源太郎) これも、来年4月からこの条例が発効して、この事業が4号と同時に

始まっていくということですね。

○委員長（島田 恒） 答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） これは、事業というよりも、この事業を行う事業者に対して給付費という形で支援を行うんですけれども、その給付費を支払うための確認事項について定めております。5号で確認を受けた事業者に対して給付費を支払うということでございます。

○委員長（島田 恒） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 本会議でも議論、ちょっと私したんですけれども、今回のこれ、建設関係のことですから難しいでしょうけれども、この事業が完成する来年11月までに、完成したときに余分なお金が出るということは考えなくていいかということ再度聞いておきたいんです。

大変厳しい、私は積算だったと思うんですね。現在、どこの自治体でも物価高騰でもって

落札できなかったというのがどんどん続いているんですけれども、今回この事業所に予定価格の見積りを頼んだか知りませんが、かなり今回差があるんですよ、見積りと。

ぴったりということはないでしょうけれども、それで普通のところは大体こんなものではできないということでもってやっているけれども、2者が4億8,000万円台でもって出てきたという、結局こういうことでもって予算がかかった、どうだこうだといって、それで3,000万円、4,000万円、補正をしなければしょうがない状態になったら、これは事業として成り立たないと思うんです。それはできなければいけませんから、そのときは当然市も支払うでしょうけれども、そういうような感じの価格だというふうに私は思うんですよ。

これ、担当課ではないので難しいでしょうけれども、そのところをぜひそういうことがないような形で執行していただきたいと。こういう時代ですから大変難しいでしょうけれども、そのことを、私、発言しておきたいと思っています。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対して、関わる部分で答弁できるところについてお願いしたいと思います。

教育総務課長。

○教育総務課長（飯島正寛） 今、委員のほうから、工事のほう心配される質疑ということでございました。

こちらのほうの入札に当たりましては、入札2回執行いたしまして、その後、随意契約ということで見積りのほうで行いました。市内業者または準市内業者ということで見積り合わせをした結果、こちらの業者のほうで工事のほうを請け負うことになったわけでございます。

今ご指摘のとおり、予定価格との差がということでございましたけれども、今お話あったように2者が4億8,000万円程度のもので見積りのほうを提出しておりまして、最終的に業者を決定したというところでございます。

このような中で、ご指摘のとおり、物価高騰ですとか、今後想定される工事の中で変更等あった場合には、その部分につきましては約款に基づきまして18条あるいは26条で示すとおり、業者と管理業者、また発注いたします市のほうで協議を行いながら進めていくところでございます。そういった中で、本工事につきましては現地調査などによりまして綿密に実施設計などを行いまして、これに沿って工事を進めていく予定となっております。

大規模な改修工事でございますので、仕様の変更ですとか数量の増減、そういったものは発生してくるのかなというところも思いますけれども、工事進捗の中で定期的に数量の増減などのチェック、そういったものを行いながら軽微な調整を進めていきまして、大幅な契約

の金額の増減、工期の変更等が生じた場合には契約変更ということにもなります。その際には改めて議会のほうにも提案し、またその中で十分な説明をしていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

ここで、質疑の途中ではありますけれども、1号議案の一般会計の補正について、一部保留の部分がございますので、今できればですけれども、準備かかるようであれば、ここで11時まで休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時58分

○委員長（島田 恒） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、議案第1号について、松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（八馬祥子） 回答が遅くなってしまって申し訳ございませんでした。

先ほどの松木委員の、金額がどうやって決まっているのかということについてのご回答です。

先ほど申し上げたことと重複してしまうんですが、今回の交付額は人口や物価上昇率、財政力等を基礎として国が自治体ごとに算定し、決定した金額となります。

以上です。

○委員長（島田 恒） 松木委員、よろしいでしょうか。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（島田 恒） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、令和7年度旭市後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(島田 恒) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(島田 恒) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、工事請負契約の締結について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(島田 恒) 賛成多数。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(島田 恒) ありがとうございます。

ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(島田 恒) 以上で本日の日程は終了しました。

これにて本委員会を閉会いたします。

2年間、どうもありがとうございました。

閉会 午前11時 3分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 島 田 恒

総務常任委員会

令和7年11月21日（金曜日）

総務常任委員会

令和7年11月21日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項
- 議案第 6 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第17号 財産の処分について（仁玉スポーツ広場跡地）

出席者（8名）

委員長	景山岩三郎	副委員長	崎山華英
委員	木内欽市	委員	伊藤房代
委員	林晴道	委員	遠藤保明
委員	菅谷道晴	議長	飯嶋正利

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議 員 松 木 源太郎

説明のため出席した者（19名）

副 市 長	柴 栄 男	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総 務 課 長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財 政 課 長	池 田 勝 紀
税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
会計管理者	戸 葉 正 和	消 防 長	常世田 昌 也
監 査 委 員 長	杉 本 芳 正	そ の 他 担 当 員	8名

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	菅 晃
事 務 局 書 記	加 瀬 哲 也		

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） 大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

委員の皆さん、そして副市長をはじめ職員の皆さん、11月定例会、大変ご苦労さまでございます。委員会のほうよろしくどうぞお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

総務常任委員会を開会いたします。

本日、飯嶋議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（飯嶋正利） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、一般会計補正予算を含む9議案について審査していただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきますと思います。

それでは、景山委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案説明のため、執行部の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して柴副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（柴 栄男） 改めまして、おはようございます。本日は、総務常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で9議案でございます。

内訳でございますが、まず予算関係が1議案で、議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項、次に条例関係が6議案で、議案第6号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、

次に規約の制定に関する協議が1議案で、議案第16号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、最後に財産の処分が1議案で、議案第17号、財産の処分について（仁玉スポーツ広場跡地）でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

議案の質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから本委員会に付託されました9議案の審査を行います。それでは、審査に入ります。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） よろしく願いいたします。

すみません、議案質疑のほうでも質疑をさせていただいたんですけれども、9ページの国庫支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について追加でちょっと質疑をさせていただきます。

今回、国の予備費で交付があるということが出されてから、どのように活用するのかを検討する時間は実際どれぐらいあるのかなというのをちょっとお伺いしたいと思いました。

全庁で検討というふうにご答弁があったと思うんですけれども、具体的にどのような方法で行うのかとか、交付額が決まってから実際にどのように活用するか決定するまでの事務的なスケジュールをお伺いします。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） この交付金につきましては、5月の末ぐらいに国のほうから通

知がございまして、そこから庁内で検討したわけでございますが、金額がちょっと、前回より大分下がっていることもございまして、3,000万円強というところもありましたので、まずはこの交付金を使って各課に対してどういった事業が行えるのかということで、調査をかけております。

それを踏まえた上で、財政ですとか企画ですとか総務部ですとか、主要な部署の課長方で協議をいたしまして、幾つかある案の中からこの金額に見合った事業を行おうということで、協議をして決定している状況でございます。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） つまり、その金額というのは5月末にはもう確定して分かっているということですかね。

実際、この11月の議会に出すまでの間に、検討時間というのは具体的に何か月間ぐらいあるのかなというのが聞きたくて、お願いします。

○委員長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） 具体的に何か月間かという期間を示すのってちょっと難しいところがあると思うんですが、やはり当初は、5月末に来ておりますので、9月議会等で補正等を出して事業を実施しようということも考えていたんですけども、やはりちょっと金額が少ないというところの面があって、様々な事業を検討する時間が少し欲しかったということもございました。そういう中で、今回の11月というふうに提案をさせていただいた状況であります。

ですので、ぴたっとはまったような状況であればスピーディーに対応することも可能かとは思いますが、今回についてはこの11月議会ということで、提案させていただいた状況です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

十分時間を使って検討されたということが分かったんですけども、ちょっと未就学児であると、近年かなり、3歳児からは保育料の無償化ですとか、かなり支援とか給付が増えていような印象を受けたので、ほかの方法とかは検討できなかったのかなというのもちよつと考えておりました。

また、未就学児であれば、2歳以下の保育料だけを時限的に無償化するとか、そういうい

ろいろな方法があるのかなとも思いましたので、実際どれぐらい検討する時間があったのかなというのはちょっとお聞きしたく、質疑をさせていただきました。

いきなり国からこの金額でって言われて、それをどのように配分するかという、そういう考える労力とか時間もかなり余裕はないのかなとは思いましたので、そのあたりのご苦勞も分かりますので、これについては反対はしないんですけれども、ちょっと検討については今後いろんな方法を慎重にやっていただけたらなと思いました。

これについては質疑は以上です。ありがとうございます。

○委員長（景山岩三郎） 答弁はよろしいですね。

○委員（崎山華英） 大丈夫です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ありませんか。

特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 晴道） 本会議の質疑でも伺いました、人事院勧告、それから千葉県人事委員会の勧告に伴って、給与だとか報酬だとかの改定があるんだということでありました。

人事委員会の勧告に対しての見解を本会議では確認させていただきましたが、もうちょっと掘り下げて聞いてみたいのが、10号の議案でもありますけれども、今物価高騰のあおりを受けて、やはり公平、平等のために施設の使用料、利用料の値上げの議案も出ているわけなんです。

そこで、僕はもう5年も6年もずっと同じような市民のご意見、苦情のようなものを聞いていた一端なんです、やはり本会議の質疑でもありました、苦情があるのを承知していながら何も市は対応してこなかったという中で、施設利用者が減っている状況下に、利用料を

上げるという提案もありますね。そんな中で、総務課がこの給与の改定をどのように考えているのかなという部分なんです。

苦情がある施設に対して何も対応ができていない職員の体制の中で、このようなものが果たして市民に受け入れられるのかなと、そのように思うんですが、まずそこから、入り口で、入って聞いてみたいと思います。お願いします。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 今回の議案で出しております給与改定につきましては、本会議でもお答えしましたが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づきまして改定をしているものでございます。

給与につきましては、職員の労働基本権が制約されているということで、勤労者としての適正な給与を支給するという役割を担っていることはご理解いただいているかと思えます。そういった中で職員が適正な給与を受給するということは、市民に対して、市民に納得していただく必要が当然あるかと思えます。そういった中で苦情を受けるというような職員がある場合には、そういった場合には総務課のほうでも指導なりしていきたいと考えております。以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 本会議の質疑でもそのような回答に近いのをもらいましたけれども、5年間何も、放置されていたり、市民が担当課に来て切実な思いを述べているのに、市長、副市長、それから総務課職員班まで全然これが伝わっていなかったという、こういう状況なんです。

それで、自分たちは労働基本権があって守られているわけです。ですから、守られている分、しっかりとそういうところを把握して、市民に分かりやすく給与改定をお伝えしながら同意をいただいたらいいのではないのかなと思うんですが、まず、例えば今年が延長されました、それから会計年度職員もでございます。これ、やっぱり同じ権利でしっかりと守られて働いていただくんでありますけれども、会計年度職員に関しては年齢制限も異動のあれも全くないんですね。所属長の判断だというようなことで、市長は認めているんだろうかなと、そのように思います。

皆さん、職員の方は、幹部職でも管理職でも3年や5年以内には異動というものがあって、しっかりとよんだ水が滞留しないように努力されているのは分かるんですが、会計年度職員

に関しては全くの無条件でずっとそこで雇用されていて、幾ら市民が困っているよって言っ
たってその雇用が続いて、その辺、担当課としてはどのように思われているんですか。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 会計年度任用職員の件でございますが、異動がないということでご
ざいですが、会計年度任用職員は原則としまして1会計年度を任用期間として雇用している
ものでございますので、原則として公募によって募集するんですが、会計年度任用職員も人
事考課などを行っておりまして、人事考課によって適切に判断されれば、引き続き翌年も新
たな会計年度の任用職員として雇用するというような状況でございます。

ただ、苦情があるということでございますが、市役所としましては市民サービスの向上と
いうのが一番の仕事でありますので、そういったことがないように、総務課としましては、
市全体の職員に対しても苦情があった職員に対しても指導なり改善なりするように、担当課
のほうの指導をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） ということは、課をまたいで総務課長が現地に行って、ちゃんと調査し
ていただけるのだろうか。これ5年も6年もほったらかしで、ずっと担当課、今の課長もお
っしゃっていたけれども、苦情を言っているんですけれども、全く総務課にも市長、副市長
にも上がらないんですよ。それをどのように改善されるんですか。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 会計年度任用職員の雇用手続に関しましては、一応担当課のほうで
面接なり人事考課を行っております。ただ、総括的に職員を管理する総務課としましては、
そういったことがあるということでありましたら実態把握に努めまして、必要に応じて総務
課のほうで指導なり改善を促していきたいと思っております。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 複数の施設利用者から、もう帰ってほしいとか今日はもうここで終わ
りにしたいんだよという話を聞いているんです。それが、全く実態が把握できていない、こ
の時間、本当に残念だと思います。

利用が上がっているならまだしも、利用が下がっている中でそういうことがあって、また

この職員がしっかりと守られている中で、給与を上げるような改定であってはなかなか、そうやってこの施設はもう利用したくないんだよ、何だこれと言っている方々に受け入れられるのかなと思うんですけれども、その辺をもうちょっと、今まで出なかったのが、今後どのように具体的に実態を把握していかれるのか。

本会議で聞いて、課長、何か3分の1ぐらいの僕が把握している苦情の話を申し述べていただきましたが、まだまだたくさん不満だとかちょっと劣悪な環境が、僕は聞いています。ぜひ総務課のほうでもその辺を、僕と同じぐらいの思いを吸収してもらいたいと思うんだけれども、いかがだろうか。

○委員長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 先ほども申し上げましたが、一応、原則としましては担当課のほうで対応しているんですが、そういった劣悪な状況であるということでありましたら、状況に応じて総務課のほうでも実態把握に努めて、指導なり改善に努めたいと思います。

会計年度任用職員、保障されているということではありませんで、会計年度任用職員は1会計年度の雇用が原則ですので、継続雇用を保障するものではありませんので、そういったことも含めまして、今後対応のほうを検討させていただきたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） それでは、この旭市役所の中でも多くの職員の方にご活躍いただいておりますが、定年になってそのまま延長になった、定年も終えて、会計年度職員としてまた違うポジショニングで働かれている方が多く、スライドで、いらっしゃいますよね。

その方々が、もう何か今、詰まっているようですよ。古い、もう5年も10年も会計年度をやられている方々がいて、その方々がいるから、新たに定年になった人が申し込んでも、やってみたいなと思っても、会計年度で使ってもらえないというようなことを聞くんです。

その辺をやはりうまく循環させて、定年の方を会計年度に新たに入れて、古い方はもっと違う活躍の場だとか、一定時間こちらで働いていただいたんだから、何か違う形がないのかなのか、その辺をちょっと伺っていきたい。

○委員長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） 定年延長が今進んでいる状況であります。段階的に今、定年延長が

進んでおりまして、その前から再任用職員ということで65歳までということがあったわけですが、そういったことも含めて、これは、全国的に高齢職員の雇用の環境についてはいろいろと検討がなされているところでございます。

そういったことも含めまして、先ほども申し上げましたが、会計年度任用職員というのは、雇用につきましては継続雇用を保障するものではありませんので、人事考課によって適切に判断をしているところですので、そのところも担当課のほうで適切に判断できるように、総務課のほうからも指導したいと思っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） いいですか。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ありませんね。

特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） お願いします。

議案第10号の旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてになりますが、こちら、新旧対照表を見ますと、大原幽学については入館料据置きということだったので、据置きした明確な理由を教えてください。

あれだけの施設ですから、据置きになるということは評価しますし理解できるんですけども、基本方針の中で……、8月に行政改革推進課のほうで使用料・手数料の適正化に係る基本方針というのをを出していただいていると思うんですけども、その中の9ページを見ますと、あれですよ、これは公共的・民間的・必需的・選択的で分類を四つに分けられていて、恐らく大原幽学というのは博物館施設に当てはまるのかなと思うんです。

コミュニティ施設とか公民館等、健康福祉施設ですとかその他のものと同じ分類にはなるんですけども、この大原幽学記念館のみは入館料を据置きとした明確な理由を説明いただけたらと思います。まず一つ目の質疑です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、大原幽学記念館の入館料を据置きとした理由についてご回答申し上げます。

過去3年の平均ということで、令和3年から5年、この施設の管理運営経費を利用者数で割った金額である、これは大原幽学の話なんですけれども、8,178円を原価というような計算をいたしました。大原幽学記念館は、利用者負担割合を50%としまして、半額の4,089円が基準の使用料となります。

博物館法では、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情がある場合は必要な対価を徴収することができるかとされておりますが、公益財団法人日本博物館協会が実施する日本の博物館総合調査では、大人1人当たりの入館料は平均値で434円、中央値で310円という結果が公表されていること、県内の同種の施設の使用料の状況も踏まえ、据置きといたしました。

なお、市民以外の方が使用する場合は規定使用料に100分の50を乗じて得た額を加算することとしておりますが、この加算措置を適用しない旨を明確にするために、備考のほうにはそういったような規定を追記しております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。大変貴重な施設であると思っておりますので、そのままの価格で皆さんにご利用いただけたらと思っておりますので、よかったなと思っております。

入館料据置きということは本当に利用者にとっていいことなんですけれども、今後の設備投資に影響がでないのかというのをちょっと心配しております。今後、駐車場の整備などの計画もあると思うんですけれども、もっと記念館の中の設備投資だったりとか、人員面とかソフト面での投資も積極的に行うべきだと思うんです。据置きになったことで、それがちょっと滞るといえるのか、そういうことはないのかお尋ねいたします。

○委員長（景山岩三郎） 質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 確かに、原価計算等をした場合に、この施設に係る額というのはほかの施設に比べて結構大きいものがあります。ただ、やはり市全体として、各公共施設様々ございますが、それぞれの持つ意味というものを考えたときに、ここについてはこ

ういう判断をしました。

ですから、ここの収入で全てを賄えるという話ではないんですが、それは公共施設全体の在り方を考えながら、そういったところにも配慮していかなければならないと考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。ぜひ今後も施設のアップグレードといいますか、設備投資も積極的に考えていただけたらなと思います。

全体の話なんですけれども、今回の使用料見直しに当たってなんですけど、市民にパブリックコメントなどで意見を聞く機会というのはこれまであったんでしょうか。あと、見直し後の利用件数とか利用内訳とか、見直し前と改定後で利用者によどのような変化が起きたかというのは今後検証を行っていくのか、ちょっとお尋ねいたします。

○委員長（景山岩三郎） 質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） まず、パブリックコメントを実施したかということですが、今回の使用料の見直しにつきましては、物価・光熱費等の上昇による必要最低限のものであることから、一定の値上げは避けられない状況にあるということで行いました。パブリックコメントは実施しておりませんが、アクションプランにて見直しを実施する旨を記載しております。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

8月につくっていただいている基本方針なんですけれども、ホームページですぐ検索すれば見られるんですけども、ちょっと見づらいです。というか、もうちょっと分かりやすく、見やすくなったらもっと市民の方にも理解が得られるのかなと思いますので、今後、料金が改定になりますというタイミングで、もう少し市民の皆さんにも分かりやすいような資料を、もしつくっていただけたらいいなと思いますので、その点について質疑させてください。

○委員長（景山岩三郎） 答弁をお願いします。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 今回上程をしまして、料金の改定を行いました。まず、その前に考え方ということで、やはり一般の方にお示しする必要があるもので、こういったもの

を作成しました。

今委員にご提言いただきましたとおり、やはり市民に一番分かりやすくなくてはいけないものですので、それは、今後も今以上に分かりやすいものを作成できるように努めてまいります。ありがとうございます。

○委員長（景山岩三郎） 利用者の変化はいいですか。

（「利用者の変化、検証」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 今後の状況ですが、確かにこのような状況下で値上げというような形にさせていただきました。それによって、確かに使用を控えるとか、そういったような状況があるのかもしれませんが。

ただ、今までの状況も見てきたんですが、例えば海上増進センターなどは、前回の値上げをした後に利用者が増えているというような実態もございます。今この人口減の状況で、施設の利用者が減るといった要因が全て、金額を改定したからというようなことでもないのかなと。しかし、そういった分析は今後ずっと行っていく必要がありますので、それは考えていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○委員（林 晴道） それでは、使用料等料金の改定に関して伺いたいですけれども、本会議で各施設、所管ではないところがありましたので、そっちは確認をさせていただきました。それに基づいて担当課から伺いたいたいが、今海上増進センターに関して、料金が上がったけれども利用者は増えていますよと。具体的にどのような分析なんでしょうか。

コロナ禍だったり、僕はいろいろあって、やはり高齢者が、一定の年齢に行く方々が増えているんだなというふうに承知はしているんだけど、どのような調査と把握をしているのか、まずはそこから伺ってみたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 海上増進センターについて申し上げますと、令和2年の利用者が6,533名でした。令和3年については7,548名というような実績がございます。ただし、

コロナ等によってその前の状況よりはかなり減ったというような状況はございます。ただ、この令和2年から3年、前回の金額の改定を行った後のお話で申しました。

以上です。

(「答弁漏れ。何でそうやって利用者が上がったという分析なのか聞いているんだけど」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) 利用者の上がった、なぜ上がったかどうか。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(椎名 実) 利用者が上がったといったお話は、今言った令和2年から3年にかけての利用者数が増加したということをお話ししました。

以上です。

(「料金を上げたのに利用者が上がった、どのような分析をしているのかなど。料金を上げて利用者が上がっているんだから、そこを聞いてみたいんですが」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) そうですね。

もう一度お願いできますか。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長(椎名 実) まず、何度も同じお話になってしまいますが、令和2年から3年に上昇したという実績がございます。

分析といいますか、これは、その前の25年から27年、このときはまだコロナ前でしたので、確かにこのときの数字は大きいです。コロナが明けて、2年、3年とだんだん戻りつつあったということで、増えてきたというようなことかと思えます。

○委員長(景山岩三郎) ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時37分

○委員長(景山岩三郎) 会議を再開いたします。

行政改革推進課長、ご答弁をお願いします。

○行政改革推進課長(椎名 実) 今までの実績ということで数字をいただいているので、そ

れで令和2年から3年までは上がっているというお話をしました。私、コロナの話をしてしまったんですが、確かにコロナは、だんだん状況が回復すれば人数は戻ってくるのかと思っています。

それで、それ以外にどのような、いろいろな改善例とかそういったものがあって増えてきたのかというのは、ちょっとそこは私どものほうで把握はできていません。すみません。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） ちょっとよく聞きたかったのは、要は施設利用料を上げたほうが利用者が増えるんだと、そういったような答弁を前者に対してしていましたよ。それなので、やっぱり何が変わったのかなと、利用者の気持ちが変わったのか、それとも施設整備をしたのか、職員の対応がよくなったのか、そういうことがあって、利用料を上げて利用者が増えるというのはいいことだから、それは何とかやってもらいたいなと思って聞いているんですよ。その点、もう1回その辺をよく整理して教えてもらいたいのだが。

○委員長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） すみません、崎山委員のご質疑の際にちょっと一例として、そういったお話をしてしまいましたが、料金は上がったけれども人が増えているんですよって、そこを強調して言ったつもりはございませんでした。ただ、たまたまそういった状況もあったということで一例を出してしまいましたが、ちょっとここでの例ではなかったのかなとは思っています。すみません。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 同じく健康増進センター、僕も比較的近いところに居住していますので、周りの、特に高齢者の方の利用が多くて、非常に楽しみにしているんだという方々に関しては、この改定幅は結構大きいのではないかなというふうを感じるんです。

ある程度経済的に余裕がある方々は、違う民間の施設に行かれるんだと思うんです。経済的にちょっと苦しいというか、そういう方々が健康を維持するためにプールだとかこの施設を利用されているのをしっかり伺っているんですが、市の政策としてアクティブシニアを増やしていくんだと、やっぱり健康な高齢者が増えることによって医療や介護や福祉といった、その辺の金額が抑えられて、いいということを今まで度々執行のほうからも聞いていて、そうだろうなと思っていたんです。

そのことからしたら、この値上げは政策的に違いがあるんだろうなというふう思うんですけども、その点、いかがなんでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 答えいたします。

高齢者の健康増進は、重要な施策であるとは認識しております。今後、人口減少と反比例する形で高齢者人口の比率が上昇していく、こういった中で高齢者の負担を下げれば、減少していく現役世代に負担を強いるというようなことにもなります。このあたりのバランスを今後しっかりと考えた上で施策に反映していかなければならないと考えております。

増進センターも、高齢者の方、六十何%ですか、使っていただいているというような状況もあります。施設としてもたくさん使っていただきたいのですが、実際には5,000万円という維持管理経費の増、これについてどう対応するかということが一番の目的として、今回この改正を行ったわけでございます。ご理解をお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） ちょっとおかしいですね、答弁。ある程度の健康な高齢者、アクティブシニア層を増やして、医療・介護・福祉といった社会福祉費を抑えるという、その辺のバランスを検討して本来であれば料金改定、金額を出すべきだと思うんだが、今後検討するというのはちょっとおかしいと思うんですけども、いかがなんでしょうか。

副市長、いかがなんでしょうか。検討してこの金額を導き出すのではないんでしょうか。今後検討するで数字だけ上げるというような感じでいいのかなと思うんですけども、伺いたい。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（柴 栄男） 今、今後検討するという話がありましたけれども、その前段で、まず施設の維持管理費が上がっています。それを、利用者の負担をそのままにして、増えた分を施設を利用しない人からの税金で賄っていく、それはどうかという考えがありました。

その部分はやっぱり利用者からも負担をしていただきましょう、負担いただいても全部、100%を負担、使用料でやっているわけではありませんので、残りの税金負担分もありますので、そちらのほうのバランスを取りながら料金を上げましょうという考えでございます。

ですので、高齢者政策、アクティブシニアを増やす政策をないがしろにするというわけではございませんで、今回はあくまでも負担の分ということで考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） それでは、そこに対して、7割か8割でしたっけ、65歳以上の方、僕も同じような地域でシニアクラブ活動に参加させていただいております。皆さんが楽しみに行っているというのも分かっている中で、では高齢者が施設を利用して健康増進に励んでいる成果、その辺はどの程度把握されているのでしょうか。

維持費がかかるのは当然なことでありまして、管理費もやっぱり上がっていくんでしょう。それでだんだん金額がかさむから、そうなんだと。だったら、なお一層健康なアクティブシニアを、しっかりとこういう施設を利用してもらいながら取り組んでいくんだと、そういう側面はないのでしょうか。

金額的に話をされるけれども、健康に留意されて施設を利用して、どの程度社会福祉費の抑制になっているという、その辺はないものなのか伺ってみたい。

○委員長（景山岩三郎） 質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 高齢者の方に健康増進施設を利用させていただくことで、やはり健康を維持していくということは、医療費の抑制等にもつながるものとは考えております。ただこれも、そういったようなお話を受けまして様々な専門家等の見解等もいろいろ確認はしてみたんですが、正確にそれを分析するのはかなり容易ではないというような状況もございました。

そのような中で、重要な政策として高齢者の健康増進というものは、先ほど副市長も申しましたが、ないがしろにするということではなくて、考えてはいきたいと思っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 維持管理料だとか、そこに関する費用が上がるから上げざるを得ないというのは一定理解できますけれども、そのことでどの程度福祉費用が抑えられているのか、その検証をしてからぜひこういうような議案を上げてもらいたかったなど、そのように思うんです。

その中で、政策的な部分でもう一点、これは65歳以上の使用料に対して免除というか、65歳を超えたらちょっと安くなる施設、それからそうならない施設があるんです。当施設、海上の健康増進センターにおいては一律なんです。ほかのところとの政策的な協議だとか整合性はどのように判断されたのか、詳しく聞いてみたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 今、本市の施設において65歳以上で料金区分があるのは、パークゴルフ場がたしかそういった状況にあると思います。これは、平成26年にそういったような改正をして、設定を設けております。その当時、パークゴルフをやる高齢者の方々が結構あったのかなと、そういった中で施策としてそういった改正を行ったのかなと思っております。

今、そのほかにはそういう区分を設けた施設料金というのはないのですが、そういった必要があるのか、ですから、施設全体で考えたときにそういう施設区分を設けるべきなのかというのは今後考えていかななくてはならないと思っています。

ただ、当時パークゴルフだけそういった設定をした、それが施設全体を考えての恐らく施策ではなくて、パークゴルフ場をどういうふうにということでそういった改正を行ったのかなとは思っているんですが、ほかの施設についてもそれは考えていかななくてはならないことかと思っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） パークゴルフが65歳以上の割引があるということなんですけれども、何となく僕を感じる部分としては、パークゴルフは何となく海上の健康増進センターより経済的に豊かな人が多いかなって、そのように感じるんです。あと、利用時間も長いのがありますし。これ一番、どうなのか、誤解なく言いますけれども、政治を経験した方だとか、ある程度有識者と言われている方々の利用が多いんですよ。

そういう人たちが利用するところに一定の割引条件があって、なかなかそうではない、生活が厳しい中で健康を維持したいと思って楽しみにしている、海上増進センターは65歳以上がないなというのが、その辺がちょっと気がかりでならないんです。その点、何か判断的にあったんでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） すみません、今の時点で26年のときにどのような状況でそういう設定がされたかというのは、ちょっと詳細は今私では、把握をしていないところです。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） その点、しっかりと把握してから起案をするべきだと思います。まだ料

金改定、その部分とか、二、三ある施設はちょっとまだ時期尚早で、早いなというふうに感じているんです。

もう一点、先ほどから話をしています長熊釣堀センター、ここの利用者からやはり厳しい声を聞いていて、利用者が離れている状況がある中でなぜ利用料金改定を、市外の方の料金を大きく上げていますが、たしか7割か8割が市外の方の利用だったと思うんです。その辺、どのような検討・研究をされたのか伺ってみたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 長熊釣堀センターにつきましては、過去3年間の平均、令和3年から令和5年の施設の維持管理経費を利用者で割った金額である1,315円、これを原価と考えました。釣堀センターは利用者負担率を100%としております。同額が基準使用料となります。

それで、料金の改定に当たっては、利用者の9割以上が市外の方と聞いております。そういった状況を踏まえまして、新たに市民と市民外の区分を設けて、市民は据置きとしました。市民以外は、その同額である1,300円を料金といたしました。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） そのこの料金の部分と、あとは施設で、直営施設ですから、物販もしているようなんです。

何か、餌関係はそのまま餌屋の、中間をしても、全然中を抜かないでそのまま、買った金額そのまま売ってお金を上げていると、そういったように聞くんですが、カップラーメンを250円で売っているとか、金額設定が何かべらぼうでよく分からないんです。

その辺、物販との関わりと料金改定って何かあったんでしょうか。最近、カップラーメンが大分高くて困っているよと職員の人から、会計年度の職員の方から、何かこれは申し訳なくて変だよなという声を聞いたんだけど、いかがなんでしょうか、その部分は。

○委員長（景山岩三郎） 林委員に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 申し訳ございません、私のところで各施設についての使用料は、各課と検討を重ね、使用料の算定については決めてきたんですが、今委員がおっしゃったような話は使用料の中には一切加味してございませんので、ちょっと私の知る範囲では

ないのでお答えができません。すみません。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） それでは、要はすごい苦情が多くて、大変らしいんですよ、中身が。そんな中、そういう苦情が多くて利用者が減っている、その状況下、なぜ料金の反映に対して状況を捉えてしっかりと協議されないんだろうか。

やっぱり、現状をもうちょっと見て、先ほど総務にも申し上げたが、料金の改定の金額の検討に入るべきではないのかなと思うんだが、今の利用者の状況だとかそういう実態を、担当課なんかと話をしたり、苦情って把握されていないんでしょうか。それを聞いてみたい。

○委員長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 各施設において苦情とかそういったものがある場合に、そういったお話を聞くというのはとても重要なこととは認識しております。ただ、すみません、今回の物価上昇に対する対応として協議をしてきた中では、私のほうでそういったことまで加味したお話等は、ありません。

それで、各施設で個別的な事情というのはきっとどこにもありますので、これについては対処していかなければならないというのは十分承知しております。ただ、あくまでも今回の改正においてその話をした上で金額を決めたということではありませんので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） ちょっと申し上げたいのは、やはりしっかりとサービスを提供して施設を維持してもらったら、利用者は増えるんです。利用者・使用者が増えた場合に、料金改定も違う検討になるんだろうかと、そのように思って、しっかり実態を把握して、それから金額の設定の研究に入ってもらいたいなど、そのように思って申し上げます。

何か、雨だから帰ってほしいだとか、これから雨が降りますよだとか、そういうことを言っていて、何だこの施設は、もう二度と行かないよって、僕はそういう悲しい声を聞いているので、それは行革で使用料を上げるときに、ちょっとそういうところは実態の把握に努めてもらいたいなど、そのように思うんです。で、申し上げます。

なかなか、まだまだちょっと議案としては早いなというふうに感じていて、賛成までいかないなというふうに思うんだけど。

もう一点、旭市のコミュニティ施設に関しても質疑をさせていただきました。みそを作るような、そういう施設が随分偏っているんです。干潟地域には3施設ぐらいあって、なかなか利用率が上がってこない。

そんな中で、楽しみにしている海上の同様の施設は廃止の予定が令和9年にあたりだとか、飯岡や旧旭のほうも同じようなところを違う形態でやっていたり、やっぱり行政改革全体として、ちょっとそういう施設の点在が、しっかりと改革ができていないのに、もうこれ、一気に利用料を一律で同様の施設は上げるんだと、それはちょっと乱暴ではないかなと思うんです。

その辺、もうちょっと大きく、施設のしっかりとした統廃合を研究して、それをいついつやるんだと、その上での料金であれば僕は賛成できるんだが、それっていかがなんでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 林委員のおっしゃるとおり、本市には類似した施設がたくさんございます。それは合併以前から引き続き行ってきて、その地域とかそこを使っている方々に引き続き使っていただいているような状況の中で、なかなか、統廃合を進めるというのが遅れているような状況もあります。

ただ、この状況が続くとやはり施設全体の維持にも影響が出てきますので、その辺は公共施設の個別施設管理計画の中で今後どうしようかということは十分検討しております。

料金も、そういったような状況を踏まえないで料金だけというようなお話かと思えます。確かに、値上げをしなくてよければ私どもも、一般の方々からご負担をいただくのはいいことではないんですが、ただやはり維持管理経費をどう埋めていくのかということになると、使わない方々も含めて皆様から頂くというふうな話になりますので、今回は申し訳ありませんが、そういったことでこの改定をさせていただきました。

ただ、今後も今お話がありました施設の在り方については十分検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） いいですか。

ほかに質疑はございますか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 海上増進センターのことについて、ちょっと当時のいきさつを知っているもので参考に、ご存じかと思いますが、これは今からもう30年ぐらい前に、当時の海上郡から出ている宮内三朗県議が増進センターを海上へ持ってきてくれたんですよ。それで、当時の金額が1億5,000万円ぐらいで、町のお金は一円も出さなかったんですが、それでも議会の中ではちょっともめたんです。

ご存じのように、健康増進センターですから、プールだって、あれは泳いでは駄目なんですからね。足の弱っている人の歩行用のプールですから、そういった意味。それとあと、インストラクターというか、ちゃんと指導員がついていますので、ちょっと血圧が高かったら使用できないんです。

それで、利用者が増えているというのを私なりに考えているんですが、例えば病院でリハビリが必要な人が早めに退院させられてしまいますが、ご存じのように中央病院にはリハビリ室はありますけれども、ほとんどやっていないような状態なんです。午後に行ったら、もう電気が消えてしまって。

どうしているかという、リハビリが必要な人は佐原のイムス佐原、あそこへ行くんです。そうすると、大体往復1時間以上かかって、なおかつ、保険が利いても1回行くと2,000円から2,500円かかってしまうんですよ、2時間で。それで、ここだと今言ったように使用料も安いといえば安いですし、専門のインストラクターがついているので、そういった方々にとっても非常にいい施設ではないかなと思います。

そういったいきさつもあるので、営利を目的とする施設ではないんですから、結果的に医療費の削減にもつながっていますので、そこのところをちょっとご配慮いただけたらなど、このように思います。別に答弁は結構です。

○委員長（景山岩三郎） 分かりました。

ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

議案の審査は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時14分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第14号について質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） お願いします。

旭市火災予防条例に関する質疑をさせていただきます。

今回、林野火災の予防についての部分が新たに追加されたということで、市内の過去5年、直近5年間、林野火災が起きた件数についてお尋ねいたします。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 過去5年間についてお答えいたします。

令和5年に5件、令和6年に1件の計6件が過去5年で発生した件数でございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

思ったより少なかったもので、もしかしたら林野火災って、私が思っているのがちょっと限定的なのかな。何か、芝とか空き地の雑草とかが乾燥で燃えてしまうものも林野火災に含まれるのでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 回答いたします。

芝等、耕作地・畑地で起きたものはその他火災ということになりますので、林野火災というものは山林という地目になっている場所、そこで起きた火災については火災の定義上、林野火災というふうになります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、林野火災が新たに今回条例として入ってきていると思うんですけども、その火災の注意報を発することができるってあるんですけども、具体的に発することがで

きる場合の条件だとか、あと発するときの具体的な方法についてももう少し分かりやすく教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 発令の基準でございますが、2項目あります。まず1点目として、前3日間の降水量の合計が1ミリ以下、かつ前30日間の合計水量が30ミリ以下、2点目として、前3日間の合計降水量が1ミリ以下、かつ乾燥注意報が発表されている場合というふうな気象状況がございます。

それと、発令に関しましてですが、これにつきましては防災無線での発令と、あと消防車両によるスピーカーを使つての巡回広報等を実施したいと考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 先ほど答弁にあった、私がちょっと想像していた林野火災というのが、耕作地とかの乾燥した中で、芝とか草木が乾燥して火が燃え広がってしまうような火災をちょっと想像していたんですけれども、そういった場合の、要はその他火災については今回の、今教えていただいた基準も適用になるのか。既に条例に載っているんだっつらすみませんが、教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） その他火災についてとなりますが、実際、この林野火災注意報等を出しましたら、今議会でも申し上げましたが、火の使用の制限を、努力義務ですが、かけることとなりますので、それによって全ての火の使用が制限されれば、その他火災、そういうものの予防効果もあるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。

林野火災に関する注意報を発する条件が出ることで、その他の火災についても予防効果があるであろうということで、結構冬になるたびにいろんなところで火災が発生しましたという防災無線とかを聞きますので、そういったことの抑制につながればいいと思っております。あと、新旧対照表の下の部分、この「(たき火を含む)」というのが追加されるというこ

となんですけれども、野焼きの、例外規定に当たる農業などの業務上のものであってもその届出が必要になるということになるのか、それとも、野焼きというのは原則禁止ってあると思うんですけれども、たき火を含めて今回入れることで、なんか今回届出関係でもっと規制が厳しくなるとか、何か変わることがあるのか。そのあたり、ちょっと分かりやすく教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） たき火に関してですが、以前より消防本部のほうに火災と紛らわしい行為の届出というのがございまして、それで届出をいただくようにはなっておりましたが、今回こういうのでちゃんとたき火というふうに明言しましたので、今後はちゃんと、届出等があつて、もしこういう状況があれば、やめてくださいというようなことも可能で、火災予防に役立つのではないかと考えております。

以上です。

（「そうしたら、農業については引き続き届出は必要がある。農業に係の、業務上のもの」の声あり）

○消防長（常世田昌也） 農業等で必要なものに関しましては、実際届出をいただいている場合もございまして、引き続き届出はいただきたいと思えます。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ないですか。

特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ありませんか。

特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 賛成多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、財産の処分について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(景山岩三郎) 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午前11時25分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 景山岩三郎